



お申込みいただく際の注意事項

納付の際に加算額がつきます

・過去3年度以前の後納保険料には、当時の保険料額に加算額がつきます。
 (例:平成24年に納付)
 平成21年度分以前～
 当時の金額プラス加算額
 平成22年度～
 当時の金額のまま

納める際は順番があります

・後納をご利用いただく際は後納が可能な期間のうち、最も古い分から納めていただきます。
 (後納順)
 (1) 平成15年度 先
 (2) 平成16年度 ↓
 (3) 平成17年度 後

3年以内にお申込から納付まで

・後納をご利用いただける期間は平成24年10月から平成27年9月までです(納付書の使用期限に注意してください)。
 ・1ヵ月ごとの分割納付も可能です。
 ・お早めのお申込みをお願いします。

お申込み後に審査を行います

・後納保険料の納付が可能な期間についての審査を行い、その結果をお知らせします。
 ・審査にはお時間がかかることがありますので、期限に余裕をもってお申込みください。

一部免除の未納期間

・一部免除された期間のうち、未納となっている期間も後納の対象となります。
 ・この場合の後納する保険料は、一般の未納期間と同じ1ヵ月分の保険料が必要です。

免除期間をお持ちの方は

・全額免除や一部免除(一部納付済)、若年者納付猶予及び学生納付特例の承認を受けた期間は、後納をご利用いただけません。
 ・納付を希望する場合は、10年以内の免除期間を納付できる「追納制度」をご利用ください。

※納付をご希望の方は同封の申込書にご記入のうえ、お近くの年金事務所へご提出下さい。

・平成24年度中の後納保険料額と納付できる期限

	①後納保険料額	②当時の保険料額	③加算額	納付できる期限
平成14年度	14,940	13,300	1,640	10年目は月毎に期限が到来します。 平成25年3月31日
平成15年度	14,720	13,300	1,420	
平成16年度	14,510	13,300	1,210	
平成17年度	14,560	13,580	980	
平成18年度	14,610	13,860	750	
平成19年度	14,640	14,100	540	
平成20年度	14,760	14,410	350	
平成21年度	14,840	14,660	180	
平成22年度	15,100	15,100	加算なし	

※過去3年度以前の期間は加算金がつきます(平成22年度分は平成25年3月31日まで加算がありません)。

①後納保険料額=②当時の保険料額+③加算額です。

※後納保険料額は政令で定められ、毎年(平成24年度から平成27年度までの間に限る)改定されます。

※後納納付された場合は、納付された日に納付対象月の保険料が納付されたものとみなされます。

- ・国民年金保険料の納付は、納付しなければならない月の翌月末日が納期限と定められています。納期限までに納めていない場合、不測の事態が発生した際の障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取ることができない場合がありますので、過去2年以内に納め忘れの期間をお持ちの方は、2年以内の保険料も納めていただきますようお願いいたします。
- ・2年以内の保険料が未納となっている方に対する電話・文書・戸別訪問による納付督促及び保険料の収納業務について民間委託を実施しています。

【お問い合わせ先】 役場住民生活課 ☎ 77-3613

教育委員会からお知らせ

◆平成24年度成人式について

本年度の成人式は下記のとおり実施いたします。

日時：平成25年1月3日(木)
 午前10時から(受付：午前9時30分～10時)
 場所：美波町コミュニティホール

※教育委員会では、11月末までに該当者へ案内をさしあげることとしていますが、もし、該当される方で案内が届かないときは、教育委員会までご連絡下さい。本年度の該当者は平成4年4月2日～平成5年4月1日生まれの方です。

◆9月定例教育委員会開催の日程について

記

日時：9月28日(金)
 午前9時30分～
 場所：日和佐公民館
 3階会議室

【お問い合わせ先】 美波町教育委員会 ☎ 77-3620